

少年スポーツのあり方についての取組方針

平成28年2月23日

佐賀市教育委員会

【趣 旨】

少年期のスポーツは、生涯を通じてスポーツと関わる習慣を身につける重要な準備期であり、心身の健全な育成に寄与するものです。

このため、小学生の段階では、子どものレベルに応じたスポーツの楽しさを体験させ、将来にわたってスポーツに親しむ素地をつくる大事な時期との認識で取り組む必要があります。

また、学童期において、楽しいスポーツ活動を行うための理想的なスポーツ指導は、目先の試合の成績や結果のみにとらわれず、子どもの長い人生の中で「今、子どもの将来のために何をしておかなければならないか」という視点に立つことだと考えます。

このようなことから、佐賀市では平成18年3月に『少年スポーツ指導者教本』を作成し、少年期の望ましいスポーツ活動について、「練習日数は週3日以内、1日の練習時間は2時間を超えない」等の目安を示し、周知・啓発に努めてきました。

しかしながら、一部の少年スポーツクラブでは、この目安を超える練習が行われている状況が続いています。

この現状をふまえて、平成27年6月に設置した「佐賀市少年スポーツのあり方検討委員会」において、少年期のスポーツのあり方や指導方法等について検討が重ねられ、本市教育委員会に「これからの少年スポーツのあり方」についての提言が提出されました。

この提言では、少年スポーツの望ましい運動量とともに、指導の質の向上や指導者と保護者のあり方等について言及されています。

本市教育委員会は、この提言の内容を尊重し、成長期にある子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通して心身の健全な育成を図ることを目的として、本方針を定めるものです。

【意 義】

少年スポーツは、スポーツを通して心身の健全な育成を図ることを目的として行われており、次のような特徴があります。

- ・ スポーツを楽しみながら継続的に行うことにより、精神的にも身体的にも望ましい成長が期待できます。
- ・ スポーツを 自発的・主体的に行うことにより、自立し、たくましく生きる力が養えます。
- ・ 多様なスポーツ活動やいろいろな運動を経験することにより、バランスのとれた体力が育まれます。
- ・ 仲間とともに努力することにより、社会性が高まり、チームや地域の一員としての意識が醸成されます。

【方針】

少年スポーツの意義を深め、子どもたちにとってより良い少年スポーツ活動を推進するため、佐賀市教育委員会として次の4つの方針に沿って、社会体育関係団体等や学校と連携を図りながら、取組みを進めていきます。

1 少年スポーツクラブの指導者と保護者のあり方

少年スポーツの指導者と保護者が、お互いの立場を尊重しつつ、子どもにとってより良い方向性をめざしていけるよう、良好な関係を築く仕組みをつくる必要があります。

- (1) 指導者・保護者の定期的な話し合いの場を設定する。
- (2) 指導者の資質向上のために、指導者資格を取得する研修会・講習会等への参加を、クラブ運営組織（保護者会等）として積極的に支援する。

2 指導者・保護者に対する実効性のある意識啓発

指導者と保護者が、子どもたちの心身の健全な育成を図るため、必要な知識を習得し、少年スポーツに対する理解を深めることが重要です。

- (1) 少年スポーツに関する研修会・講習会等に指導者・保護者が積極的に参加する。
- (2) 少年スポーツの指導に必要な指導者資格の取得に努め、活動に活かす。

3 望ましい運動量

小学生の時期は、発育・発達期の心と体を良好な状態にしていくため、練習の質と量を適正にしていく必要があります。

日本臨床スポーツ医学会から“練習日数と時間については、小学生では、週3日以内、1日2時間を越えないこと”が提言されており、本市「少年スポーツ指導者教本」にも明記しています。また、「少年スポーツのあり方検討委員会」においても重視すべきものと再確認されています。

- (1) 少年スポーツにおいては、小学生にとって適正といえる運動量を守る。

※学校体育施設については、1団体が練習として利用する際は、週に3回以内、1回2時間以内とするよう努める。なお、土曜・日曜・祝日等は半日までとし、1回と数える。ただし試合は除く。

4 少年スポーツに関する相談窓口

子どもが安心してスポーツ活動を行えるように、第三者的な相談機関の機能を持つ相談窓口を設置し、だれもが気軽に利用できる環境をつくります。

- (1) 少年スポーツ活動や、指導者・保護者・関係者が抱える悩み・問題等を相談できる窓口を教育委員会内に設置する。